

オランダから日本向けに輸出される生きた家きん等の一時輸入停止措置について

令和3年1月7日

今般、オランダの北ブラバント州の七面鳥農場において高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）の発生が確認されたことから、同国から日本向けに輸出される生きた家きん等について、下記のとおり輸入が停止されました。

記

1 一時輸入停止措置の対象地域及び対象品目

- (1) オランダから日本向けに輸出される家きんの初生ひな及び種卵の家畜衛生条件で規定されている家畜衛生単位のうち、第17番の区域から輸出される、生きた家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類並びにそれらの初生ひなに限る。）及び種卵
- (2) オランダから日本向けに輸出される家きん肉等の家畜衛生条件で規定されている家畜衛生単位のうち、第17番の区域から輸出される液卵

2 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛